

日本学術会議の回答を踏まえた対応について

令和5年10月31日

文部科学省 科学技術・学術政策局

研究環境課 研究公正推進室

1. 大学・研究機関への回答の周知

○日本学術会議の回答では、「査読の意義・重要性」として、査読に関わる関係者の責務について触れられるとともに、「査読を実施する際に想定される不適切な行為」「査読を実施する際に規範となる対応方針」等について、科学コミュニティにおける現状や課題等も含め、とりまとめられており、**本回答を各研究機関に周知**することにより、大学・研究機関における必要な対応を促す。

○また、回答では「査読者の研修・教育の在り方」として、大学・研究機関が直接取り組むべきとする内容が盛り込まれており、**通知においては、大学・研究機関での研修・教育の取り組みが図られるよう工夫**する。

2. 教材へのアクセス環境の整備

○日本学術会議の回答のうち、「科学研究のピア・レビューのガイドライン」では、日本学術振興会等による研究倫理教材についても触れられた上で、「想定される対策」として「**研究者が査読を実施することになった場合等、指針や教材を参照・受講したい時にすぐにアクセスできる環境を作ることが望ましい**」とされている。

○これを踏まえ、**研究公正推進事業においても、査読に関する不適切な行為に係る内容の充実を図るとともに、査読に関わる内容を履修したい場合にも、教材等にすぐにアクセスできるよう、さらなる環境整備に取り組む**こととする。

3. 上記の取り組みを進めるとともに、科学コミュニティにおける今後の対応状況や海外動向を踏まえた上で、有識者会議によるガイドラインの実施等に関するフォローアップを通じて、ガイドラインの在り方についても確認

参考1：研究不正のガイドライン※における不正行為の扱いについて

※研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）



特定不正行為

- ねつ造** 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- 改ざん** データ等を真正でないものに加工すること
- 盗用** 他の研究者のアイデア等を了解や適切な表示なく流用すること

考え方

研究者倫理に背馳、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる研究活動における不正行為うち、科学への信頼を致命的に傷つけるもの。

求めている対応

全研究機関における

- ・告発の受付
- ・告発に係る事案の調査等

配分機関による

- ・競争的資金等の返還の求め
- ・申請の制限等の措置等

その他の不正行為

二重投稿、不適切なオーサーシップなど

※査読不正も含まれる。

考え方

具体的にどのような行為が、二重投稿や不適切なオーサーシップなどの研究者倫理に反する行為に当たるのかについては、科学コミュニティにおいて、学協会の倫理規程や行動規範、学術誌の投稿規程等で明確にし、当該行為が発覚した場合の対応方針を示していくことが強く望まれる。

参考2：各国の研究活動における不正行為の範囲について

- 一般的に、**ねつ造、改ざん、盗用は、全ての研究分野で不正行為に該当する**一方で、その他の不適切な行為は分野別にアカデミック領域の慣行に依るところが大きく、一律に不正とみなすことが困難であるとされている。
- **諸外国においても、捏造、改ざん、盗用については、共通の研究不正として扱われているが**、不適切な研究をどこまで研究不正の定義に含めるかは国によって状況が異なる。
- なお、**査読不正について、政府文書において不正行為として定義することは一般的ではない。**

各国の政府文書(国のガイドライン等)における不正行為の範囲

国名	国が定める不正行為の範囲	特徴	関連文書（政府文書は下線）
日本	ねつ造、改ざん、盗用	ねつ造、改ざん、盗用に加えて、各研究機関がその他の不適切な行為を不正行為の対象とすることは可能。	<u>研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014）</u>
アメリカ	ねつ造、改ざん、盗用	ねつ造、改ざん、盗用に加えて、各研究機関がその他の不適切な行為を不正行為の対象とすることは可能。	<u>Federal Research Misconduct Policy(2000)</u>
英国	—	大学等の研究機関による自主規制となっており、英国大学協会によるConcordatが基準文書	Concordat to Support Research Integrity(2019)
ドイツ	—	大学等の研究機関による自主規制となっており、ドイツ研究振興協会によるDFG宣言が基準文書	Safeguarding Good Scientific Practice(1998)
フランス	—	大学等の研究機関による自主規制となっており、大学・研究機関により、とりまとめられた理念文書が基準文書	French National Charter for Research Integrity(2015)
オーストラリア	ねつ造、改ざん、盗用、研究データの不適切な管理、不適切なオサーシップ ^o 、査読不正等	保健医療研究評議会、豪州研究会議及び豪州大学協会の連名文書を大学等の研究機関が参照して運用	<u>Guide to Managing and Investigating Potential Breaches of the Code(2018)</u>
韓国	ねつ造、改ざん、盗用、不適切なオサーシップ ^o 、重複出版、不正調査の妨害、研究慣行からの逸脱	ねつ造、改ざん、盗用を含む7つの行為が不正行為の対象。韓国科学技術団体総連合会作成のガイドライン解説文書あり	<u>The guideline for Establishment of Research Ethics(2015)</u>

※海外事例は、「諸外国の研究公正の推進に関する調査・分析業務」成果報告書（PWCコンサルティング 合同会社、2018年）をもとに、ウェブ上の公開情報も参照して作成